

【令和元年度延払による機械設備貸与制度】募集について

令和元年6月26日

申込受付期間	随時受付
貸与対象者	1. 中小企業基本法に規定する中小企業者 2. 協同組合等
貸与対象機械設備	本年度中に石川県内に設置される機械金属、電機電子工業等に使用する設備および生産品の品質向上のための試験・計測機器
貸与の限度額	一般枠 6,000万円まで 特認枠 1台の価格が6,000万円を超えるものは、1億円まで
連帯保証人	1. 原則として、1名以上（法人の場合は代表者） 2. 貸与金額が3,000万円を超える場合は2名以上 ただし、審議会が認めた場合は減員することができる 3. 協同組合の場合…協同組合の全理事
頭金	0～50%の範囲内での納入が可能
担保	不要
貸与期間及び償還方法	1. 貸与期間 原則7年以内（特認枠については、耐用年数に合わせて最大10年） 2. 償還方法 1年以内据置で、原則として4カ月毎（7月1日、11月1日、3月1日）の元金18回均等償還（特認枠は償還期間によって、最大27回）
貸与利率	年2.75% （県、市町から、0.5%～2.75%の利子補給が別途あります） ※利子補給制度の上限額・期間等の詳細については、裏面をご確認下さい
減価償却	機械設備は減価償却資産となり、購入した場合と同様に減価償却ができます
申込先	一般社団法人石川県鉄工機電協会 設備支援課：担当 前河原・山崎・本川・川上 〒920-8203 金沢市鞍月2丁目3番地 TEL (076) 268-0121 FAX (076) 268-3577 https://www.tekkokiden.jp

*審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

令和元年度延払による機械設備貸与の利子補給制度について

延払による機械設備貸与を利用して設備を導入した企業に対する利子補給制度については、年々拡充され、本年度は次のようになっています。

【石川県の利子補給制度】

助成率	小規模企業者	区 分	
0.50%	0.75%	一般分	
0.75%	1.00%	右記項目のいずれか一つ該当	(1)生産性向上支援分 省力化などの生産性向上に繋がる設備投資を行った上で、人材育成、業務プロセスの改善に取り組む企業
1.00%	1.25%	右記項目のいずれか二つ該当	(2)不況業種分 セーフティネット5号指定業種
1.25%	1.50%	右記項目のいずれか三つ該当	(3)経営革新・連携・転換分 経営革新計画の承認を受け、新たな事業展開を行う企業等
1.50%	1.75%	右記項目のすべて該当	(4)過疎・準過疎地域分 事業の主たる実施場所が下記地域 珠洲市、輪島市、七尾市、羽咋市、能登町、穴水町、中能登町、宝達志水町、旧富来町、旧山中町、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧河内村、旧白峰村

石川県の利子補給は令和3年3月末日を第1回として、以後毎年当該年度の支払利息に対し補助されます。

【市・町の利子補給制度】

	利子補給率	期 間	年上限
加賀市・羽咋市・津幡町・宝達志水町	1.40%	3年間	年上限60万円
金沢市・小松市・白山市・能美市・七尾市・志賀町・内灘町・中能登町	1.50%	3年間	年上限60万円
穴水町・能登町	1.75%	3年間	年上限60万円
野々市市・かほく市・川北町・輪島市・珠洲市	2.00%	3年間	年上限60万円

【石川県と金沢市の利子補給制度を活用した場合】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
(1)貸与金利	2.75%	2.75%	2.75%	2.75%	2.75%	2.75%	2.75%
(2)石川県利子補給率(一般)	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
(3)金沢市利子補給率	1.50%	1.50%	1.50%				
(4)利子補給率合計(2)+(3)	2.00%	2.00%	2.00%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
(5)実質負担金利(1)-(2)-(3)	0.75%	0.75%	0.75%	2.25%	2.25%	2.25%	2.25%

【県、市町の利子補給を活用した場合の当初3年間の実質負担金利一覧】

	一般	小規模企業者
加賀市・羽咋市・津幡町・宝達志水町	0.85%	0.60%
金沢市・小松市・白山市・能美市・七尾市・志賀町・内灘町・中能登町	0.75%	0.50%
穴水町・能登町	0.50%	0.25%
野々市市・かほく市・川北町・輪島市・珠洲市	0.25%	0.00%

小規模企業者とは、常時使用する従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の事業者。

※詳細な利子補給内容は各市町の規定によりますので、当協会または各市町にお問合せ下さい。